

〔 消防計画 〕

総 則

目的及び適用範囲等

1 目的

本計画は、消防法第8条及び第36条に基づき、（ ）ビル）における防火・防災管理上の必要な事項を定め、火災、大規模地震、毒性物質の発散等の災害による人命の安全確保、被害の軽減並びに二次災害の発生防止を図るため、予防的対策及び災害が発生した場合の応急的対策を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本計画の適用範囲は、次の者に適用する。

- (1) （ ）内に勤務し、出入りするすべての者
- ※(2) 防火・防災管理業務の一部を受託している者

【※の部分、該当する場合に記載するものとし、該当しない場合は削除し、以降の各項目を繰り上げる。(以下同じ)】

3 管理権原の及ぶ範囲

管理について権原の及ぶ範囲（以下「管理権原範囲」という。）は、（ ）部分とする。

※4 防火・防災管理業務の委託

- (1) 防火・防災管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、本計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、統括防火・防災管理者、統括管理者等の指示、命令の下に適正に業務を行う。
- (2) 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、「防火・防災管理業務委託状況表」（別表1）のとおりとする。
- (3) 受託者は、防火管理業務と防災管理業務を一体的に実施する。
- (4) 受託者は、受託した防火・防災管理業務について定期的に防火・防災管理者に報告する。

5 災害想定

本計画は、大規模地震（震度6強程度）発生時における（ ）ビル）の被害を「災害想定」（別表2）により想定し、これに対応した対策を定める。

6 消防計画の運用

防火・防災管理者は、全体の消防計画の見直しが行われた場合は、見直し結果を踏まえ、本計画を見直す。

管理権原者及び防火・防災管理者の業務と権限

1 管理権原者の責務

- (1) 管理権原者は、管理権原範囲内の防火・防災管理業務の最終責任者として、従業員等を指揮監督し、防火・防災安全対策の徹底に努める。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に執行できる者を防火・防災管理者として選任する。
- (3) 管理権原者は、防火・防災管理者に対し、防火・防災管理上必要な業務について、指示を与え、適正に行わせる。
- (4) 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負う。
- (5) 管理権原者は、建物構造、防火・避難施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等について不備が発見された場合は、速やかに不備の是正を行う。

2 防火・防災管理者の業務等

防火・防災管理者は、本計画の作成及び実行については、「防火・防災対象物実態把握表」(別表3)により把握し、必要に応じて管理権原者の指示を求め、防火・防災管理に係るすべての権限をもって次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防組織に係る事項
 - (3) 消火・通報及び避難訓練等の実施
 - (4) 建物等の自主検査及び点検の実施並びに監督
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検及び整備並びにその立会い
 - (6) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (7) 収容人員の適正管理
 - (8) 従業員等に対する防火・防災教育の実施
 - (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (10) 収容物等の転倒、落下及び移動の防止措置
 - (11) 改装工事など工事中の立会い及びその監督並びに防災計画等の樹立
 - (12) 放火防止対策の徹底及び推進
 - (13) 臨時開催の催し物等の管理及び監督
 - (14) 関係機関との連絡
 - (15) その他防火・防災上必要な事項
 - (16) 統括防火・防災管理者への報告
 - ア 防火・防災管理者を選任又は解任したとき
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき
 - ウ 各種法定点検、定期点検を実施したとき
 - エ 火気使用設備・器具等の設置又は改修等を行うとき
 - オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき
 - カ 危険物、引火性物品及び大量の可燃物を搬入し、貯蔵・取り扱うとき
 - キ 用途の変更及び内装改修等の工事を行うとき
 - ク 消防訓練を実施するとき
- ※ケ 防火・防災管理業務を委託するとき
- コ その他防火・防災管理業務上必要な事項

予防的事項

共通的事項

1 予防活動組織

予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に必要に応じて防火・防災担当者及び火元責任者等を定め、組織的に予防活動を実施する。

2 点検・検査

- (1) 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに、点検結果をチェックする。
- (2) 建物等の自主検査は、「自主検査表(日常)」(別表4)により日常点検を実施し、「自主検査チェック表(定期)」(別表5)に基づき定期的(6ヶ月ごと)に実施する。
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、「消防用設備等自主点検チェック表」(別表6)に基づき行う。

3 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検設備業者に委託して年2回(月と 月)実施させ、点検結果を()年に1回所轄消防署長に報告(月)する。

4 防火対象物及び防災管理の法定点検

防火対象物点検報告及び防災管理点検報告は、次により行う。

- (1) 管理権原者は、資格者又は点検業者等に委託して点検を実施させ、点検結果を毎年1回所轄消防署長に報告（月）する。
- (2) 防火・防災管理者又担当者は、点検実施時に立ち会う。

【下線部分は、該当する場合に記載するものとし、該当しない場合は削除する。】

5 点検・検査結果等の記録管理

- (1) 防火・防災管理者は、点検結果等を防火・防災管理維持台帳に記録管理する。
- (2) 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、(別表7)のとおりとする。

6 休日・夜間等の対応

防火・防災管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

7 ガス漏れ対策

ガス漏れ事故防止の対策は(別記)による。

火災に特有の内容

1 出火防止

防火・防災管理者は、火気使用設備・器具等の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努める。

2 放火防止対策

防火・防災管理者及び従業員等は次の事項に留意して放火防止に努める。

- (1) 敷地内及び廊下、階段室、洗面所等の可燃物等の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 物置、空き室、倉庫等の施錠管理及び関係者以外の者に侵入されない環境作りを行う。
- (3) アルバイト、パート、派遣などの従業員の入退室管理を徹底し、侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視体制を確立する。
- (5) 休日、夜間等就業時間外における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
- (6) 火元責任者又は最終退出者は、火気使用停止及び施錠の確認を確実にを行う。
- (7) 全従業員に対する放火防止の意識啓発を図る。

3 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かない。

- (1) 防火・防災管理者及び従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

ア 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設

- ・ 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かない。
- ・ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるもので、開放した場合に廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
- ・ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理する。

イ 火災の延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備

- ・ 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かない。
- ・ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かない。

- (2) 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し施設・設備の機能の確保に努める。

地震に特有の内容

1 建物等の耐震診断等

- (1) 管理権原者は、全体の消防計画に基づく被害想定を受け、権原範囲内において改修工事等の必要な措置を講じる。

(2) 防火・防災管理者は、権原範囲内の事務室内、避難通路、出入り口等の収容物等の転倒・移動・落下防止に努める。

2 非常用物品の確保

(1) 管理権原者は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等を「非常用物品等の一覧」（別表8）のとおり確保するように努める。

(2) 防火・防災管理者は、非常用物品の点検整備を定期に実施する。

3 ライフラインの途絶に対する措置

電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶した場合の措置として、全体の消防計画の内容を踏襲する。

応急対策的事項

共通的事項

1 自衛消防組織の編成

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織に加入し、定められた任務を実施する。

(2) 防火・防災管理者は、管理権原範囲内における火災・災害に対応するため、「() 地区隊の編成と任務」（別表9）で定める従業員等で構成する自衛消防組織を編成し、火災・災害等が発生したときは自衛消防活動を行う。

2 自衛消防組織の運用

(1) 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、統括管理者の指示を受け柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図る。

(2) 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定める。

火災に特有の内容

1 火災発見時の措置

火災の発見者は、大声で周辺の者に火災を知らせ、119番への通報を迅速に行うとともに、防災センターに発生場所、燃焼状況、逃げ遅れの有無等について速報しなければならない。

なお、現場に複数の人がいる場合は、協力して通報・連絡や初期消火等の初動措置を行う。

2 災害時の任務

自衛消防組織の各班員は、統括管理者等の指揮の下、全体の消防計画及び本消防計画に規定されている各班の活動を行う。

地震に特有の内容

1 地震発生時は、揺れが収まるまで身体の安全を図る。

2 災害時の任務

自衛消防組織の各班員は、統括管理者等の指揮の下、全体の消防計画及び本消防計画に規定されている各班の活動を行う。

3 被害状況の確認

防火・防災管理者は、管理権原範囲内の被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに統括防火・防災管理者及び統括管理者へ被害及び活動状況を報告する。

4 地震による出火防止への対応

地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。火災発見時の措置は、『火災に特有の内容』における『災害時の任務』に準じて対応する。

- (1) 火気使用設備・器具等の周辺にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れが収まった後、器具等の停止、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等を直ちに行う。
- (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖等を行う。

5 避難上の留意事項

- (1) 防火・防災管理者は、統括管理者の指示を受け、管理権原範囲内の全員を安全に避難させる。
- (2) 避難場所への避難
 - ア 火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。
 - イ 避難場所に誘導するときは、全体の消防計画に基づき、避難場所（区 町 丁目「 」）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。

6 南海トラフ地震における対策

- (1) 管理権原者は、南海トラフ地震に係わる注意報等が発表されたときは、防火・防災管理者に、次の措置を行うことを指示する。
 - ア 自衛消防隊員に対する指示等
 - イ 従業員への伝達
 - ウ 在館者への伝達
 - エ 火気使用の中止
 - オ 従業員の実施する被害防止措置
 - カ 工事及び高所作業等の中止
 - キ 注意報の発令に対する情報収集

* 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合は、前記の活動内容によるほか、次により行う。

- (1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行う。

ア 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は（ ）とし隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合（自社ビルの場合は避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。）は、当該建物の3階以上の階への避難を優先する。

イ 中・高層の建物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができる。

ウ 避難場所までの避難経路は、付近見取図（避難場所までの経路が判明する地図【別図2】）のとおりとする。

ただし、当該避難経路が道路陥没、建物倒壊等で有効に避難できない状態にあるときは、別の避難経路を選定する。

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対

して注意する措置をとるものとする。

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- (5) 南海トラフ地震に係る次の防災訓練を年 1 回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。災害が起きたときの役割にあつては、自衛消防組織の任務のとおりとする。
 - ア 情報収集・伝達に関する訓練
 - イ 津波からの避難に関する訓練
 - ウ その他前項目を統合した総合防災訓練
- (6) 防火・防災管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防災教育と併せて次により実施する。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - エ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的に取るべき行動及び従業員等が果たすべき役割
 - オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 防火・防災管理者等が顧客等に対して、事前に行う必要な広報を次により実施する。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ウ 正確な情報入手の方法
 - エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - オ 各地域における避難対象地域、急傾斜崩壊箇所等に関する知識
 - カ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

教育訓練

従業員等の教育

- 1 管理権原者の取り組み
 - (1) 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、消防訓練、防火・防災等に関するセミナー等に積極的に参加し、自己啓発を行う。
 - (2) 管理権原者は、全体の消防計画に定める防火・防災管理業務を積極的に推進する。
 - (3) 管理権原者は、防火・防災管理者及び従業員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずる。
- 2 防火・防災管理者の教育
防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。
- 3 防火・防災教育の内容
従業員等に対する防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

訓練の実施

1 従業員等の訓練

- (1) 防火・防災管理者は、次のとおり訓練を実施する。

火災を想定した消火・通報・避難の訓練	月・ 月
地震を想定した避難の訓練	月

- (2) 防火・防災管理者は、従業員等を建物全体で実施する訓練に参加させる。

2 自衛消防訓練の通知

防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防機関へ通報し、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

附 則

この計画は、 年 月 日から実施する。

防火・防災管理業務委託状況表

(年 月 日現在)

委託方式		<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回遠隔				
防火対象物	名称 所在地	TEL () -				
	管理権原者氏名	防火・防災管理者 氏名				
受託者 関係 事項	受託者の氏名 住所	氏名 (名称) 住所 (所在地)				
	* 法人等の場合 名称及び事務所の所在地	担当事務所 TEL () -				
	受託者の行う防火・防災管理業務の範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等、監視業務 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生(発見)した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	受託者の行う防火・防災管理業務の方法	受託区域				
		常駐場所	TEL () -			
		従事区分	<input type="checkbox"/> 終日	<input type="checkbox"/> 就業中	<input type="checkbox"/> 就業外	
常駐人員						
従事時間帯		*****				
	巡回	回(名)	回(名)	回(名)		
	要員待機場所			到着所要時間	覚知後 分	
教育担当者 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	氏名			職務上の地位		

(備考) 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印する。

別表 2

災害想定

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災害想定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1		
	2		
	3		
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4		
	5		
	6		
	7		
3. 避難施設等被害			
4. 消防用設備等			
5. 収容物等被害			
6. ライフライン等被害			
7. 派生的に生じる被害			
8. 人的被害			

災害想定

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	対応行動の具体化	
		応急的対策事項	予防的事項
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1		
	2		
	3		
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4		
	5		
	6		
	7		
3. 避難施設等被害			
4. 消防用設備等			
5. 収容物等被害			
6. ライフライン等被害			
7. 派生的に生じる被害			
8. 人的被害			

防火・防災対象物実態把握表

項 目		内 容				
建 物 等	所有形態	単 独 ・ 共 有 ・ 区 分 所 有 ・ そ の 他 ()				
	建築年月日	年 月 日				
	階 数	地 上 階 ・ 地 下 階 ・ P				
	全体の用途					
	建物全体の面積	m ²				
	建物全体の収容人員	名				
	建物構造	耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 防 火 ・ 木 造				
	建物の耐震性	耐 震 構 造 ・ 制 震 構 造 ・ 免 震 構 造				
	耐震診断の状況					
	直通階段	屋 内 (本) ・ 屋 外 (本)				
	避難場所 (一次)					
	建物内の事業所数					
	防災センター	地 上 ・ 地 下 階 常 駐 人				
	非常用エレベーター	該 ・ 否	設置数 ()			
	その他のエレベーター	該 ・ 否	設置数 ()			
エスカレーター	該 ・ 否	設置数 ()				
危 険 物 施 設	危険物施設等の区分・場所					
	危険物取扱者氏名					
	品 名 ・ 数 量					
	届 出 ・ 許 可					
	消防設備					
消 防 用 設 備 等	消火設備	消火器	該・否	避難設備	避難器具	該・否
		屋内消火栓設備	該・否		誘導灯・誘導標識	該・否
		スプリンクラー設備	該・否	消防用水		該・否
		泡消火設備	該・否	消火活動上 必要な設備	排煙設備	該・否
		不活性ガス消火設備	該・否		連結散水設備	該・否
		ハロゲン化物消火設備	該・否		連結送水管	該・否
	粉末消火設備	該・否	非常コンセント設備		該・否	
	警報設備	自動火災報知設備	該・否	その他	無線通信補助設備	該・否
		ガス漏れ火災警報設備	該・否			該・否
		放送設備	該・否			
消防機関へ通報する火災報知設備		該・否				
備 考						

※ 必要に応じて平面図・立面図等建物概要図を活用する。

別表4

() 月) 自主検査表 (日常)

実施責任者	防火・防災担当者、火元責任者等											担当範囲																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
確認箇所一斉																															
避難・防災管理	防火戸の維持管理																														
	柱、はり、壁、天井、床																														
	看板、広告物																														
	避難通路(物品の存置)																														
	避難階段(物品の存置)																														
	通路非常照明																														
	ロッカー、書棚等の転倒防止																														
	収容物の落下防止																														
什器の移動防止																															
火気使用設備・器具等	厨房設備、器具																														
	暖房設備、器具																														
	電気設備、器具																														
	フード・ダクト																														
	危険物等																														
	喫煙場所の管理																														
	放火防止																														
備考																															
																防火・防災管理者確認印															

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】凡例【○ 良、× 不良、◎ 即時改修】

* 該当項目を点検後、記入する。 * 不備がある場合は、項目欄に×とし、良好の場合は、確認箇所一斉欄に○とすること。

自主検査チェック表（定期）

区 分	検 査 項 目	結 果	
建築物及び工作物	1	柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	2	天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	3	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	4	外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	5	防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	6	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか	
	7	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	8	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	9	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	10	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	11	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火管理	12	収容人員の定員管理は、適切に行っているか。	
	13	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教養、訓練を実施しているか。	
	14	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	15	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	16	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
	17	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	18	避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	19	避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	20	避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	21	避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	22	防火戸、防火シャッター等のそでとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	23	避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	24	避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	25	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	26	階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。	
	27	客室内に避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	

区 分		検 査 項 目	結 果
防災規制	28	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	29	防災性能を有するものには、防災ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	30	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	31	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	32	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	33	厨房設備・器具等（給湯湯沸器含む。）のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	34	異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	35	燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	36	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか、	
電気設備・器具等	37	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	38	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	39	コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	40	タコ足の接続を行っていないか。	
	41	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	42	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	43	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	44	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	45	喫煙所や禁煙場所を示す標識は適切に掲出されているか。	
危険物等	46	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。暖房用燃料等の取扱いは、適正か。	
	47	容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	48	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	49	整理、清掃状況は適正か。	
検査実施日	年 月 日	防火・防災管理者 確認	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	1 設置場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 3 安全栓がはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 5 圧力計は指示範囲にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は確実に開閉できるか。 3 ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口の変形及び障害物の存置がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は常時「開」の状態になっているか。	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備(固定式)	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
粉末消火設備 (移動式)	1 扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
屋外消火栓設備	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 3 ホース、ノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。	

漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 1 電源表示灯は点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、さび等で固着していないか。 	
実施設備	確認箇所	点検結果
非常ベル	<ul style="list-style-type: none"> 1 表示灯は点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 	
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 1 電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また、電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 2 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。 	
避難器具	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 4 降下する際に障害がなく、必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。 	
誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> 1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲が、間仕切り、ついたて、ロッカー等で視認障害となっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。 	
消防用水	<ul style="list-style-type: none"> 1 周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 3 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 	
連結散水設備	<ul style="list-style-type: none"> 1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 4 散水ヘッドの周囲に散水を妨げる広告、棚等の障害物がないか。 	
連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> 1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 3 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。 	
非常コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> 1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。 	
無線通信補助設備	<ul style="list-style-type: none"> 1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。 	
検査実施者氏名		防火・防災管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等

(防火管理維持台帳)

1	防火管理者（再）講習修了証（写し）（再講習は該当する場合に限る）
2	防火管理消防計画（写し）
3	防火管理者選解任の届出書（写し）
4	※統括防火管理者選解任の届出書（写し）
5	※全体についての防火管理に係る消防計画（写し）
6	※自衛消防組織設置の届出書（写し）
7	※統括管理者等の自衛消防業務（再）講習の修了証（写し）
8	※防火対象物点検結果報告書（特例認定申請・決定通知）（写し）
9	消防用設備等・特殊消防用設備等の設置届出書（検査済証）（写し）
10	消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書（写し）
11	消防計画に基づき実施された事項を記録した書類
12	消防用設備等・特殊消防用設備等工事・整備経過記録書類（写し）
13	消防機関等の立入検査結果通知書等（写し）
14	消防訓練通報書（写し）
15	建築物・工作物工事等関係書類
16	建築物定期検査等関係書類
17	建築物耐震診断等関係書類
18	防火関係機関の連絡先一覧表
19	その他防火管理上必要な書類

(防災管理維持台帳)

1	防災管理者（再）講習修了証（写し）
2	防災管理消防計画（写し）
3	防災管理者選解任の届出書（写し）
4	※統括防災管理者選解任の届出書（写し）
5	※全体についての防災管理に係る消防計画（写し）
6	※自衛消防組織設置の届出書（写し）
7	※統括管理者等の自衛消防業務（再）講習の修了証（写し）
8	防災管理点検結果報告書（特例認定申請・決定通知）（写し）
9	消防計画に基づき実施された事項を記録した書類
10	消防機関等の立入検査結果通知書等（写し）
11	防災訓練通報書（写し）
12	防火・防災管理委員会等関係書類
13	建築物・工作物工事等関係書類
14	建築物定期検査等関係書類
15	建築物耐震診断等関係書類
16	防火・防災関係機関の連絡先一覧表
17	その他防災管理上必要な書類

※ 該当しない場合は除く

非常用物品等の一覧

種 別	品 名
応 急 手 当 (医薬品・救急用品)	○医薬品 殺菌消毒剤、鎮痛剤、火傷薬、止血剤、胃腸薬、絆創膏等 ○救急用品 包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ハサミ、ピンセット、体温計、副木、毛布、シーツ等
救 出 救 護	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、斧、エンジンカッター、チェーンソー、担架、毛布等
非常用器具等	懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、トランシーバー、拡声器、メガホン、ラジオ、予備電池、ビニールシート、ビニール袋、ヘルメット、防災ずきん、軍手、皮手袋、テント
生活必需品	○食料3日分/1人 (缶詰、乾パン、インスタントラーメン、レトルト食品等) ○飲料水3日分/1人 (1人1日3ℓ) カセットコンロ、カセットボンベ 簡易トイレ(消毒剤含む) 下着、タオル、毛布、防寒衣、運動靴、せっけん、寝袋等
非常持ち出し品	職員等関係者連絡表、顧客情報、契約書、登記書その他重要書類又はデータ
そ の 他	

(備考)

- * 非常用物品は、定期的に点検を実施する。
- * 火災・地震等の被害を受けにくい場所に保管・備蓄する

() 地区隊の編成と任務

地区隊の編成		任 務
地区隊長	(管理権原者)	地区隊の指揮統括
地区副隊長	(防火・防災管理者)	地区隊長の代行
指揮・通信 連絡・情報 収集班	班長 () 班員 () () () ()	1 地区隊長の補佐 2 地区隊への命令伝達及び情報収集 3 自衛消防本部との連絡 4 119通報及び通報確認 5 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告 6 館内への非常放送及び指示命令の伝達 7 消防隊への情報の提供
消火班	班長 () 班員 () () ()	1 出火場所へ直行し初期消火作業を実施 2 防煙、防火区画の設定 3 本部隊初期消火班の誘導 4 いつ火災が起きてもすぐに消火できるように準備 5 その他必要な事項
救出・救護 班	班長 () 班員 () () ()	1 負傷者の救出、救護 2 救命、救急措置 3 ドアの開放 4 その他必要な事項
避難誘導班	班長 () 班員 () () () ()	1 避難階段への避難誘導 2 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告 3 警戒区域の設定 4 ドアの開放 5 避難経路に倒れた物や落下物を除去 6 携帯拡声器等を使い落ち着いて行動するよう誘導 7 その他必要な事項

ガス漏れ事故防止対策

第1 日常における対策

- 1 ガス会社が行う定期点検等の立会い
防火管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

第2 ガス漏れ時の応急措置

- 1 ガス漏れ覚知時の措置
防火・防災管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は次に定める必要な措置をとる。
 - ① ガス臭気の通報があった場合、〔 〕（例）防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び実施した措置等について聴取し、その状況を館内放送する。
 - ② 〔 〕（例）防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等が作動したことを放送する。また、検知器の作動した場所の従業員は、その状況を〔 〕（例）防災センター〕に報告する。
 - ③ ガス臭気の通報があった場合、〔 〕（例）防災センター〕の勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を〔 〕（例）防災センター〕に報告する。
- 2 通報連絡
〔 〕（例）防災センター〕の勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ 〃 ）営業所（電話番号 〃 ー 〃 ）及び119番へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、次の内容を放送する。
 - ① ガス器具のほか、電熱器を含むすべての火気の使用禁止
 - ② 喫煙の禁止
 - ③ 電源スイッチ操作の禁止
 - ④ 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止
- 3 避難誘導
ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導體制をとる。
- 4 漏えいガスの排除
漏えいガスは、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。
- 5 立入禁止区域の設定
立入禁止区域を設定する時機、範囲及び設定要領については、次による。
 - ① 立入禁止区域を設定する時機は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案して、できる限り早い時機に設定する。
 - ② 立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。
 - ③ 立入禁止区域は、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。
- 6 消防隊及びガス会社への情報提供
消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、次の情報を提供する。
 - ① 漏えい箇所
 - ② 爆発の有無、発生箇所及び被害の状況
 - ③ 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所

【別図1】平面図



【別図2】付近見取図〔避難経路図〕



※ **【別図1】**または**【別図2】**を必要に応じて作成する